

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌 様

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合
執行委員長 仲宗根 司



2022年度教職員配置に関する要求

日頃から沖縄県の教育の充実発展及び教職員の労働条件改善等に尽力されている貴職に対し心から敬意を表します。

さて、現在の高校をはじめとした学校現場では、Society 5.0 の到来やグローバル化などの社会構造の大きな変化に対応したカリキュラムマネジメントや、地域が抱える諸課題を解決するために学校・地域が一丸となったとりくみなど、「新時代に対応した学校教育」が進められています。これらのとりくみを具体化し、高校・特別支援学校等において「児童生徒一人ひとりに充実した教育」を保障するためには、教育関係予算の増額とともに、教職員定数や教職員の労働条件等の待遇改善が必要です。

また、新型コロナウイルス感染拡大は、県民生活にも大きな影響を及ぼし、早期の沈静化が求められています。その下で、教職員は、児童生徒の健康と安全を守ることを最優先にとりくみ、同時に学びを止めず、民主教育の発展のために奮闘しています。

つきましては、子どもたちにゆきとどいた教育を保障する観点から、少人数学級のさらなる推進、各学校が直面している課題の解決のため、学級編成基準や教職員配置の改善を最も重要な課題としてとりくんでいただきますようお願いいたします。

記

○印：重点項目

<高等学校>

一、基本事項について

1. 生徒たちに豊かな教育を保障する観点から早期に 30 人以下学級の実現をめざして、より一層の教職員定数改善を行うこと。
- ② 中退・休学者・不登校者の多い学校については、実状にあった加配を行うこと。
- ③ 支援・配慮を要する生徒に対して、支援員や必要な専門の職員を配置すること。
4. 各学校への教職員配置は、標準法の定数を下まわらないようにすること。法定外職種（現業職等）についても従来通り配置すること。
5. 教育水準確保のため、県が単独で予算をつけている県単職員（中対加配、スクール相談員等）の削減を行わないこと。
6. 学級編制及び教科授業クラスの編制については学校の意向を尊重すること。
また、実習の編制は学校の実状に配慮すること。
7. 久米島高校のような小規模で島内唯一の学校においては、生徒の学習権や受検科目担当教諭確保のため、定数法にとられない教職員の配置をすること。

8. 高校編成整備計画の実施に伴って生じる「過員」問題の解決策及び、年次的見通しを明らかにすること。

⑨ 再任用は定数外で配置すること。

二、各職種の配置について

1. 教諭

- ① 「学校5日制に見合う」十分な授業準備時間の確保ができるよう、持ち授業時数に「総合的な探究の時間」及び「LHR」を含めること。特に、総合学科及び介護福祉関係の学科については配慮を行うこと。
- (2) 学科の新設・改編、コース制の導入、選択制の拡大、分教室の設置に伴い教科持ち時間数、持ち科目数及び校務分掌が負担過重にならないよう十分な教職員配置を行うこと。特に小規模校に対しては特段の配慮を行うこと。また、コース制、選択制拡大に伴う非常勤講師の持ち時間増による正規職員の削減を行わないこと。
- (3) 農業高校の農場管理実習の指導については総合実習の科目持ち時間数に含めること。
- (4) 当面、実習教諭が一人しか配置されていない学校の家庭科教員の実習に伴う負担軽減のため、加配や非常勤講師の配置などの措置を講じること。
- (5) 「新進路支援システム」の導入における科目登録や時間割編成、出欠処理、コンピュータ処理等に係わる担当職員の負担軽減を図ること。特に定通制・総合学科のある学校には配慮すること。
- ⑥ 介護福祉関係の学科に、関連施設（病院や福祉施設等）との対応、医師や講師との諸調整、実習等の負担軽減のため、職員を配置すること。
- (7) 高校編成整備計画の実施に伴って生じる業務については、学校の実態に応じ担当職員の負担軽減を図るための措置を講じること。
- (8) 小規模校における一時的な学級減に対する教員の削減を行わないこと。
- (9) 学生寮のある高等学校には専任舎監を複数配置すること。
- (10) 通信制課程の協力校に通信教育専任教諭を配置すること。
- ⑪ 定通制の1クラスの人数が40人を超える場合は、担任を加配すること。
- (12) 中高一貫併設校（与勝緑が丘中・与勝高、開邦中・開邦高、球陽中・球陽高）において、芸術科目担当者は校種別に単独で配置すること。
- (13) 芸術科目において臨任が配置されている学校には、本務職員を配置すること。

2. 養護教諭

- (1) 一人ひとりの子どもの生命と健康を守るため、全校・全課程に正規任用で配置すること。
- (2) 適正規模を越えた学校（前原・球陽・北中城・読谷・南風原）への複数配置を行うこと。また、学校の状況等により必要とされる場合についても複数配置を行うこと。
- (3) 中高一貫併設校においては校種別に単独で配置すること。
- ④ 単数配置の学校に保健事務補助員を配置すること。また、複数配置の学校においても状況に応じて保健事務補助員を配置すること。

3. 実習教諭

- (1) 実習教諭の適正配置をめざし、職務兼務による負担過重の無いようにすること。
- (2) 実習教諭配置が対象となる新設学科には、初年度から実習教諭を配置すること。
- ③ 専門高校の学科の実習教諭については早期に標準法通り配置すること。
- ④ 専門性を尊重した配置を本人の意向を確認し、行うこと。

(5) 通信制課程に実習教諭を配置すること。

4. 学校事務職員

- ① 全県立学校に高等学校就学支援金、高校生奨学給付金を主に担当する事務補助員を、次年度以降も継続し、さらに年間を通してフルタイムで配置すること。
- (2) 2015年度より宮工・南工・南商、17年度より浦商、19年度より与勝の職員数が定数法により1減となっているが、実情としては非常に厳しいので復活させること。
- ③ 中高一貫併設校においては、高校単独校とは異なり、中highで別々の業務が発生し煩雑であること、さらに、定数法をふまえて定数増を配置すること。
- (4) 離島・北部の事務職員の配置については、学校の実態をふまえ、経験者、初任者のバランスのとれた本務職員を配置すること。
- ⑤ 学校の実状に見合う配置をすること。特に総合学科や専門学科のある学校については事務量の実態をふまえ加配を行うこと。
- ⑥ 2011年に県教委より沖縄水産高校に移管された沖縄県教育庁実習船運営事務所を再度独立して学校外に設置すること。それができないのであれば、沖水に加配を行うこと。

5. 学校司書

- (1) 現在の学校司書を専任の司書教諭と位置づけ、全課程に完全配置すること。
- ② 定時制（北農・中農・コザ・那商・那工・八商工・泊午前・泊夜間）、ならびに通信制（泊・宜野湾）に司書定数を確保し、正規任用で完全配置すること。
- ③ 今年度、定時制・通信制に配置されている賃金（非常勤）司書職員の勤務時間については、生徒の学習権を保障し、1日6時間以上を保障すること。
- (4) 全日課程（前原・読谷・コザ・北中・嘉手納・球陽・中農・美来工・美工・具商・中商・那国・真和志・開邦・首里東・陽明・久米島・那商・浦商・那工・浦工・沖工・泊・糸満・豊見城・豊見城南・八重山・*八商工）に配置されている臨任の学校司書を正規任用で完全配置すること。（*は再任用配置校）
- (5) 高等支援学校（中農・陽明・南風原・やえせ）、中高一貫併設校の中学校（与勝緑が丘中・開邦中・球陽中）に正規任用で完全配置すること。

6. 現業職員

- ① 退職不補充を撤回し、欠員については正規職員の採用を行うこと。
- (2) 臨任の複数年配置を行うこと。
- (3) 教育課程等から学校バス等での生徒移動が常態化している農林高校などに運転士を配置すること。
- (4) 学校技能員（用務員）の複数年配置を行うこと。
- (5) 給食のある全ての学校に適した調理員の増員を行うこと。

7. 海事職員

- ① 実習船の安全運航に必要な最小安全配置人員23人、必要とされる指導教官4人、合計27人を確保し、正規任用で配置すること。欠員が生じている場合は、年度途中でも採用ができるよう柔軟に対応すること。
- ② 実習船の運航確保、安全管理の観点から、現在1人配置の通信士を2人配置、2人配置の司厨員を3人配置とし、それぞれに職務や職責に応じた適正な職名の辞令を発令すること。

8. その他

- ① 各校の生徒実態に応じて配置される、スクールカウンセラーや教育支援員等の職について、常勤、フルタイムでの配置を行うこと。

- ② 教育相談係の授業時数の更なる軽減を図り、非常勤・臨任職員を配置すること。
- ③ 部活動指導員のさらなる配置を速やかに行い部活動指導による負担・超勤軽減に努めること。

<障害児学校>

一、基本事項について

- 1. 子どもたちに豊かな教育を保障する観点から、標準法定数未達成の学校をなくすこと。
- 2. 特別支援教育に関わる職員配置は学校の実状に応じて行うこと。
- ③ 学期途中の学級の変動についても定数通りの職員を配置すること。また、法定外職種についても職場の実態に見合った職員の配置をすること。
- 4. 分校には本校と同様の基準での職員配置を行うこと。また、分教室に関しては、本校以上の職員配置を行うこと。
- ⑤ 年々障害の重度・重複化が進行する実態に鑑み、十分な対応ができるような教職員配置をすること。また、医療的ケア実施校には、看護師等の配置について加配を含め検討すること。
- 6. 定数内臨任については、正規任用による完全配置を行うこと。
- 7. 幼稚部の教育を十分に保障できる職員（県単）を配置すること。
- ⑧ 再任用は定数外で配置すること。

二、各職種の配置について

1. 教諭

- ① 行き届いた教育ができるよう幼児・児童・生徒の発達と障害の実態をふまえて配置すること。また、教育課程や授業展開の実態に即し、教科の所持免許に基づいた配置をすること。
- (2) 学級編制（重複学級を含む）及び学習形態については、現場の計画を尊重すること。
- (3) 重複学級の算定については、学部単位とせずに学年単位で行うこと。
- (4) ベッドサイド授業の実態がある学校には実態に見合ったベッドサイド学級を設置すること。
- (5) 幼稚部における職員定数は、現場の実態に応じて従来の幼児5人に対し2人以上の職員を配置すること。
- (6) 盲学校及びろう学校幼稚部に自立活動担当を配置すること。
- (7) 盲学校（専攻科）の職員（県単）の配置を全国水準に見合った数にすること。
- (8) 幼稚部における教育相談担当を定数として配置すること。
- (9) 分教室等の設置に伴い、進路やコーディネーターなど校務の負担加重にならないよう、本校と同様に加配を行うこと。
- (10) 寄宿舎のある学校に、標準法通り生活教諭（寄宿舎指導員）の配置をすること。
- (11) 全ての入院加療中の児童・生徒（障害児学校に籍のない児童・生徒を含む）に対する教育を保障するための定数を確保すること。
- (12) 訪問教育における対象児童・生徒の居住地の実状を勘案して増員を図ること。
- (13) 沖縄県特別支援学校教育支援システムの導入における担当職員の負担軽減を図ること。

2. 養護教諭

- (1) 全ての障害児学校に複数配置を行うこと。
- ② 医療的ケア実施校（泡瀬・鏡が丘・那覇・島尻・宮特）及び適正規模を超えている学校（美咲）には、養護教諭3人配置を継続すること。

3. 実習教諭

- (1) 実習教諭の適正配置をめざし、職務の兼務による負担過重の無いようにすること。
- (2) 実習教諭配置が対象となる新設特別支援学校には、初年度から実習教諭を配置すること。
- ③ 特別支援学校の実習教諭については早期に標準法通りに配置すること。
- ④ 専門性を尊重した配置を本人の意向を確認し行うこと。

4. 生活教諭（寄宿舎指導員）

- (1) 児童・生徒の実態、施設設備に応じた職員配置を行うこと。
- (2) 週1回の宿直勤務ができる職員配置を行うこと。

5. 学校事務職員

- (1) 学校の実状に応じた増員を図ること。

6. 学校司書

- (1) 現在の学校司書を専任の司書教諭と位置づけ、完全配置すること。
- (2) 鏡が丘特と浦添分校における2校掛け持ち配置を解消するとともに、名護特・*桜野特・高等特・美咲特・泡瀬特・沖ろう・森川特・大平特・那覇特・島尻特・西崎特・宮古特・八重山特にも配置されている臨任または賃金の学校司書を正規任用で完全配置すること。（*は再任用配置校）

7. 栄養教職員

- ① 県内市町村全域における栄養教諭の定数41人を撤廃し、学校における食育推進のため、各学校に配置を拡大すること。
- ② 現職の学校栄養職員すべてを早期に栄養教諭に移行すること。
- ③ 分校から本校化されたはなさき支援学校に栄養教諭を配置すること。

8. 現業職員

- (1) 退職者不補充を撤回し、欠員については正規任用すること。
- (2) 臨任の複数年配置を行うこと。
- (3) バス介助員はバス台数プラス1人の配置を行うこと。
- (4) 教室介助員は、学校の実態に応じて増員を行うこと。
- (5) 学校技能員（用務員）の複数配置を行うこと。
- (6) 給食のある全ての学校に適した調理員の増員を行うこと。

以上